

議案第17号

四條畷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

次のとおり四條畷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

令和6年度からの介護保険事業の単独実施にあたり、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本案を提案した。

四條畷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の定めるところによる。

(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)

第3条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第78条の2の2第1項第1号の基準及び員数並びに同項第2号の設備及び運営に関する基準並びに法第78条の4第1項の基準及び員数並びに同条第2項の設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）に定めるところによる。

(記録の保存年限)

第5条 前条の規定にかかわらず、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項（指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項に規定する利用者等に対するサービスの提供に関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。